

2021年 6月 7日

山形県知事
吉村 美栄子 様

一般社団法人
山形県経営者協会
会長 寒河江 浩二

日本労働組合総連合会
山形県連合会（連合山形）
会長 小口 裕之

新型コロナウイルス感染症に関する要請

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の感染拡大防止と県民の命と生活を守るため、連日ご尽力いただいておりますこと、心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、新型コロナの感染拡大により、山形県においては3月から4月に独自の緊急事態宣言が発令され、全国では変異株ウイルスが拡大するなど、社会・経済活動に対する影響は深刻さを増しており、県民の日常生活にもさまざまな支障をきたしております。

このような中、3月には医療従事者、4月中旬からは高齢者へのワクチン接種が始まるなど、少しずつコロナ克服へ前進しておりますが、国民一人一人にいきわたるのは、いつになるか不透明であり、経済や雇用の悪化が懸念されています。

つきましては、下記の5項目について要請の趣旨を踏まえ、困難を抱えている県民や企業に対する積極的な支援を行なっていただきますよう要請いたします。

記

1. 新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナの感染拡大防止の鍵を握るワクチン接種が県内でも高齢者を中心に本格化しています。大規模接種会場の設置に加え職場、職域接種の検討など、多様な手段でワクチンの普及に注力することが肝要ですが、市町村によって対応に差異があるのが現実です。医師や看護師など医療スタッフの確保という課題を含め、接種体制、マネジメント力が脆弱なため、優先対象者以外の一般接種はいつになるのかという不安が県民に生じています。早期に必要な分のワクチンが供給されるよう努めるとともに、県内自治体に対して指導力を発揮し、ワクチン接種を希望するすべての県民が一日でも早く接種ができるよう体制を整備すること。

2. 雇用維持と生活支援について

- (1) 「雇用調整助成金」の特例措置については、緊急対応期間が7月まで延長されることになりました。厳しい雇用・経済情勢は当面続くと予想されており、8月以降も、雇用の維持と企業存続のため、特例措置を継続するよう国に対して要請すること。また、山形県などは助成額の上限と助成率が引き下げられており、差額について県が補填措置を講じること。
- (2) 離職を余儀なくされた有期契約労働者や内定取り消しを受けた新規学卒者に対する相談窓口の設置、再就職支援などの生活支援を行うこと。
- (3) 新型コロナに感染した国民健康保険被保険者へ、傷病手当金を支給するよう、各市町村へ指導すること。
- (4) 生活資金に逼迫している生活困窮者に対し、生活の安定をはかるため特別給付を行うこと。

3. 事業支援

民間信用調査会社の調査によれば、新型コロナの影響により経営破綻した企業は全国で1,500件を超えております。特定の業種への偏りもあり、中小企業のみならず大企業においても、長引く業績悪化により事業継続が困難になることが懸念されていることから、持続化給付金の再支給など国に対し要請すること。

4. 感染防止策の徹底

- (1) 新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえた感染防止策として「新しい生活様式」が厚生労働省から示されておりますが、特に顧客に接する職場、企業や学校、介護・福祉施設などに新型コロナウイルス感染防止に向けた必要な物品（マスク、消毒液、手袋、アクリル板など）の調達・配備状況を把握し、必要な支援を行うこと。
- (2) 感染防止策として、在宅勤務やWEBを利用した会議や学習がより導入しやすくなるようICT環境の整備に要する費用の助成を行うこと。

5. 人権尊重

感染者や濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症に携わる医療従事者やエッセンシャルワーカーと、その家族の方々に対する偏見や差別、誹謗中傷をなくし、人権が尊重される対策を講じること。

以 上